様式第二十一(第三十七条の五関係)

管　理　処　分　計　画　書

(一)　譲受け希望の申出をした者で建築施設の部分を譲り受けることとなるもの及び賃借り希望の申出をした者で施設建築物の一部を賃借りすることとなるものに関する事項

建築施設の部分を譲り受けることとなる者		施設建築物の一部を賃借りすることとなる者		施設建築物の一部										施設建築敷地の共有持分		建築施設の部分の価額の概算額	建築施設の部分を譲り受けることとなる者の宅地、借地権若しくは建築物又は施設建築物の一部を賃借りすることとなる者の借家権の目的となつている建築物												宅地、借地権又は建築物の見積額			
				専用部分						共用部分の共有持分							宅地			借地権		建築物					備考				
氏名又は名称	住所	氏名又は名称	住所	棟	階	番号	床面積	用途	明細	廊下	階段	昇降機	その他	施設建築敷地の区域	共有持分		所在及び地番	地目	地積	借地権の目的となつている宅地の所在及び地番	借地権の目的となつている宅地の面積	所在	家屋番号	用途	構造の概要	延べ面積		宅地の見積額	借地権の見積額	建築物の見積額	計

（二）　施行者に帰属することとなる建築施設の部分及び施行者に帰属することとなる施設建築物の一部を賃借りすることとなる者に関する事項

施設建築物の一部										施設建築敷地の共有持分		施設建築物の一部を賃借りすることとなる者		標準家賃の概算額	家賃以外の借家条件の概要	建築施設の部分の帰属	管理処分の方法			
専用部分						共用部分の共有持分											譲渡し又は賃貸しの別	譲受け人又は賃借り人の決定方法	その他	備考
棟	階	番号	床面積	用途	明細	廊下	階段	昇降機	その他	施設建築敷地の区域	共有持分	氏名又は名称	住所							

（三）　法第118条の10において準用する法第79条第3項の規定が適用されることとなる者に関する事項

建築施設の部分を譲り受けることができない者		施設建築物の一部を賃借りすることができない者		建築施設の部分を譲り受けることができない者の宅地、借地権若しくは建築物又は施設建築物の一部を賃借りすることができない者の借家権の目的となつている建築物									
				宅地			借地権		建築物				
氏名又は名称	住所	氏名又は名称	住所	地所在及び番	地目	地積	借地権の目的となつている宅地の所在及び地番	借地権の目的となつている宅地の面積	所在	家番屋号	用途	構造の概要	延べ面積

（四）　特定事業参加者に関する事項

特定事業参加者		施設建築物の一部										施設建築敷地の共有持分	
		専用部分						共用部分の共有持分					
氏名又は名称	住所	棟	階	番号	床面積	用途	明細	廊下	階段	昇降機	その他	施設建築敷地の区域	共有持分

(五)　(一)の見積額並びに(一)及び(二)の概算額の算定の基準日並びに工事完了の予定時期

(六)　新たな公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項

公共施設の種類	名称	延長又は面積	区域	土地の帰属の相手方	備考

(七)　法第118条の25第2項において準用する法第109条の2第6項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要

道路の名称	地上権の明細	地上権の帰属	地上権の存続期間その他の条件の概要		備考
			存続期間	その他の条件	

(八)　法第118条の25第2項において準用する法第109条の3第5項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要

都市高速鉄道の名称	地上権の明細	地上権の帰属	地上権の存続期間その他の条件の概要		備考
			存続期間	その他の条件	

備　考

1　この計画書には、各施設建築物の一部の室内仕上げ表を添付すること。

2　「明細」欄、「施設建築敷地の区域」欄及び「地上権の明細」欄並びに新たな公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項の「区域」欄には、「別紙配置設計図表示のとおり」と記載すること。

3　「施設建築物の一部」欄の「その他」欄においては、物置、湯沸室等の各共用部分ごとに、必要に応じて、欄を設けて記載すること。

4　新たな公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項の「備考」欄には、従前の公共施設の用に供する土地の所有者が国又は地方公共団体である旨を記載すること。

5　法第118条の25第2項において準用する法第109条の2第6項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要の「備考」欄には、従前の道路に代えて新たな道路が設置される場合において、従前の道路の用に供される土地の所有者が国又は地方公共団体であるときは、その旨を記載すること。

6　法第118条の25第2項において準用する法第109条の3第5項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要の「備考」欄には、従前の都市高速鉄道に代えて新たな都市高速鉄道が設置される場合において、従前の都市高速鉄道の用に供される土地の所有者が国又は地方公共団体であるときは、その旨を記載すること。

7　施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地若しくはその宅地に存する借地権又は施行地区内の特定仮換地に存する建築物（施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除く。）について記載するときは、宅地の「所在及び地番」欄には当該宅地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を、「地積」欄には当該宅地についての特定仮換地の地積を付記し、借地権の「借地権の目的となつている宅地の所在及び地番」欄には当該借地権の存する宅地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を、「借地権の目的となつている宅地の面積」欄には仮に当該借地権の目的となつている特定仮換地の面積を付記し、建築物の「所在」欄には当該建築物の存する特定仮換地に対応する従前の宅地の所在を記載し、当該建築物の存する特定仮換地の番号及び当該建築物が当該特定仮換地に存する旨を付記すること。